中古品の売払いに関する特約条項

甲(契約担当官)及び乙(買受け人)は、中古品の売払いに関して次の特約条項を定める。

(物品の引渡し)

- 第1条 乙は次に定める期限内に契約代金を完納するとともに、乙の責任と費用負担により契約物品を引き取るものとする。
 - (1) 契約代金の納入期限

令和○○年○○月○○日

(2) 物品の引取り期限

令和○○年○○月○○日

- 2 乙が契約代金を納入し、契約物品を引き受けたときをもって、甲から乙へ所有権が 移転するものとする。
- 3 乙は、契約物品の引き受けに際して事故のないように留意するとともに、事故が発生した場合は乙の責任において処理するものとする。

(担保責任の免除)

- 第2条 契約物品は現状渡しであり、所有権移転後の使用等に関し、甲は一切の責任を 負わないものとする。
- 2 乙は、契約物品に不具合、隠れたる瑕疵等を発見しても、甲に対して契約代金の減 免、損害賠償の請求、又は契約の解除をすることができない。

(法令等に定められた手続)

第3条 契約物品の所有権移転、使用等に関して、法令等により定められた手続がある場合は、乙の責任と費用負担において実施しなければならない。